

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 基本測量の終了
- 公共測量の実施
- 公共測量の終了
- 道路の位置の指定

耕地課
監理課
" "
建築指導課

目次

担当課（室）

〔二二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（広域営農団地農道整備 井原芳井地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和七年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
県営土地改良事業（広域営農団地農道整備 井原芳井地区）変更計画書
令和七年五月十三日から同年六月三日まで
- 三 縦覧の場所
井原市役所

〔二一三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和七年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市	測量区域
岡山市、倉敷市、玉野市、総社市及び都窪郡早島町	基本測量（空中写真撮影）
令和七年三月三十一日	終了年月日

〔二一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市山田地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和七年三月二十一日から 同年八月二十二日まで	測量期間

〔二一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区建部町 田地子地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年三月二十八日	終了年月日

〔二一六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和七年五月二日	岡山県指令備中局 建第四〇〇九号	指 番 定 年 月 日 号
四四番四	浅口市鴨方町鴨方字下フケ通一	道 路 の 位 置
六・〇二		道路の幅員 (メートル)
三七・八〇		道路の延長 (メートル)